



電話勧誘販売にご注意!

<相談>

仕事中、職場に業者から電話があり、「国家資格合格のための講座」の受講を勧められたが「結構です!」と言って断った。後日テキストなどの包みが送られてきたので、会社に電話をし「講座の申し込みはしていない」と言うと「電話で『結構です』と言ったから契約は成立している」といわれ、高額の受講料を請求された。このような場合支払わなければならないか。

<処理結果>

➤ どのようなケースは、そもそも契約が成立していませんので、支払う必要はありません。しかし、電話でも契約が成立することがあります。勧誘を受けたときは、決してあいまいな返事をせず、即答したりすることは避け、受講する意思がない場合には「お話を聞くまでもなく関心がありません」、「必要ありません」などとハッキリ断り、電話を切りましょう。万一、契約や解約を巡ってトラブルになりそうときは迷わずお近くの消費者センターに相談してください。

県消費生活センター(甲府市) ☎0555(235)8455

県消費生活センター地方相談室(富士吉田市) ☎0555(24)9030

<電話勧誘販売とは>

業者が電話で勧誘を行うことにより商品などを販売する取引です。電話勧誘販売は利便性の点からすると、双方向性に優れ、手軽かつ迅速な取引に対応可能という利点がありますが、その反面不意打ち性、密室性があり、また訪問販売と同様に常に事業者からのアプローチが行われるため、消費者が契約締結の意思形成が不安定なまま申し込みまたは契約の成立を迫られる可能性が高く、訪問販売に類似した特徴をもっています。

訪問販売法で訪問販売と同様にクーリング・オフ、書面交付などの取引ルールが設けられています。



都留警察署情報発信コーナー

今月号から、都留警察署からのお願いや地域安全情報をお知らせするコーナーがスタートしました。

今月は、この度の人事異動で都留警察署に赴任し、署の窓口である「署所在地」で活躍中の若手二名の警察官を紹介します。



太田巡查長：写真左と小林巡查 都留署前でのツーショット

都留署でただ一人の女性警察官として、都留市の治安のために努力いたします。警察署に訪れた際は、ぜひ一声おかけください。

小林秀記 巡查

プロフィール

塩山市出身 22歳

趣味 スキー

本人からの一言

「富士吉田署から異動してき

ました。普段は署の窓口で勤務し、夜間はパトカー乗務員として都留市内をパトロールしています。都留市民の方が安心して暮らせるよう、昼夜を問わず頑張りますのでよろしくお願います。」

太田智恵 巡查長

(女性警察官)

プロフィール

富士吉田市出身 27歳

趣味 裁縫

本人からの一言

「甲府署の相生交番から異動になりました。」

